

報告第1号

専決処分(桐生市市税条例の一部改正)の承認を求めるについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年5月8日提出

桐生市長 荒木 恵 司

専 決 処 分 書

桐生市市税条例の一部を改正する条例

上記について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市条例第 27 号

桐生市市税条例の一部を改正する条例

桐生市市税条例(平成 10 年桐生市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 82 条第 1 号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「(ウに掲げるものを除く。)又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イ中「又は」を「(ウに掲げるものを除く。)又は」に改め、同号イの次に次のように加える。

ウ 2 輪のもので、総排気量が 0.125 リットル以下かつ最高出力が 4.0 キロワット以下のもの 年額 2,000 円

第 89 条第 2 項第 5 号中「定格出力」の次に「(第 82 条第 1 号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力)」を加える。

第 90 条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「身体障害者等又は」を「身体障害者等若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報(同法第 95 条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第 95 条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人カードをいう。次項において同じ。)を提示」に改め、同項第 5 号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第 95 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第 10 条の 2 第 14 項中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 37 項」に改める。

附則第 10 条の 3 中第 14 項を第 15 項とし、第 13 項の次に次の 1 項を加える。

14 市長は、法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成 12 年法律第 149 号)第 5 条の 2 第 1 項に規定する管理組合の管理者等から法附則第 15 条の 9 の 3 第 2 項に規定する期間内に施行規則附則第 7 条第 17 項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項の規定を適用することができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の桐生市市税条例(以下「新条例」という。)の規定
中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適
用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条(第1号に係る部分に限る。)の規定は、令和7年度以後の
年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の
種別割については、なお従前の例による。

報 告 説 明

報告第1号 専決処分(桐生市市税条例の一部改正)の承認を求めるについて

地方税法等の一部改正に伴い、桐生市市税条例について所要の改正を行う必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでしたので、令和7年3月31日に専決処分をもって措置したものです。

主な内容は、原動機付自転車の車両区分の追加に伴う軽自動車税種別割の税率区分の改正、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置を受けるための申告の手続の見直しを行うほか、法改正に伴う条文の整備を行うものです。